

定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、株式会社 本宮と称する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 遊園地、旅館、浴場、カラオケ施設の運営
2. スポーツ施設の経営
3. 飲食店業及び仕出し業
4. 医薬部外品、食肉、魚介類、生鮮食品の販売並びに郵便切手、収入印紙の売りさばき及び酒類、煙草の小売業
5. 旅行業法に基づく旅行業
6. 観光みやげ、民芸品、工芸品の販売並びに製造
7. 前各号に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を愛知県豊川市に置く。

(公告の方法)

第 4 条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第 2 章 株 式

(発行する株式の総数)

第 5 条 当社の発行する株式の総数は、800株とする。

(株式の記名式及び株券の種類)

第 6 条 当社の株式は、すべて記名式とし、1株券、5株券、10株券、

50株券、100株券の5種類とする。

(株式の譲渡制限)

第7条 当会社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。

(名義書換)

第8条 株式の取得により、名義書換を請求するには、当会社所定の書式による請求書に記名押印し、これに次の書面を添えて提出しなければならない。

1. 譲渡による株式の取得の場合には、株券
2. 譲渡以外の事由による株式の取得の場合には、その取得を証する書面及び株券

(質権の登録及び信託財産の表示)

第9条 当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(株券の再発行)

第10条 株券の分割、併合、汚損等の事由により株券の再発行を請求するには、当会社所定の書式による請求書に記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。

- ② 株券の喪失によりその再発行を請求するには、当会社所定の書式による請求書に記名押印し、これに除籍判決の正本又は謄本を添えて提出しなければならない。

(手数料)

第11条 前三条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(株主名簿の閉鎖)

第12条 当会社は、営業年度末日の翌日から定時株主総会の終結の日まで株主名簿の記載の変更を停止する。

- ②前項のほか、株主又は質権者として権利を行使すべき者を確定するため

必要があるときは、あらかじめ公告して一定期間株主名簿の記載の変更を停止し、又は基準日を定めることができる。

(株主の住所等の届出)

第13条 当会社の株主及び登記された質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名、住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項に変更を生じたときも、その事項につき同様とする。

第3章 株 主 総 会

(招集)

第14条 当会社の定時株主総会は、営業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

(議長)

第15条 株主総会の議長は、社長がこれにあたる。社長に事故ある時は、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもって決する。

第4章 取締役、監査役、取締役会及び代表取締役

(取締役及び監査役の員数)

第17条 当会社の取締役は3名以上10名以内とし、監査役は2名以内とする。

(取締役及び監査役の選任の方法)

第18条 当会社の取締役及び監査役は、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

② 取締役の選任については、累積投票によらない。

(取締役及び監査役の任期)

第19条 取締役の任期は、就任後2年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとし、監査役の任期は、就任後4年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。
- ③ 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は前任者の任期の残存期間と同一とする。

(取締役会の招集)

第20条 取締役会は、社長がこれを招集し、その議長となる。社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

- ② 取締役会の招集通知は、会日の3日前に各取締役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(役付取締役)

第21条 取締役会の決議をもって、取締役の中から、社長1名を選任し、必要に応じて、会長、副社長、専務取締役、常務取締役、各若干名及び相談役を選任することができる。

(代表取締役)

第22条 社長は、当会社を代表し、会社の業務を統括する。取締役会の決議をもって、前条の役付取締役の中から会社を代表する取締役を定めることができる。

(役員報酬)

第23条 取締役及び監査役の報酬は、それぞれ株主総会の決議をもって定める。

第5章 計 算

(営業年度)

第24条 当会社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(利益配当)

第25条 利益配当金は、毎営業年度末日現在における株主名簿に記載された株主又は質権者に対して支払う。

- ② 利益配当金がその支払提供の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

第6章 附 則

(設立に際して発行する株式)

第26条 当会社の設立に際して発行する株式の総数は株式200株とし、その株式の1株の発行価格は金5万円とする。

(最初の営業年度)

第27条 当会社の営業年度は、当会社設立の日から平成14年3月31日までとする。

(実施の時期)

- 1 この定款は平成14年2月21日から実施する。

(実施の時期)

- 1 第21条(役付取締役)の改正規定は、平成25年4月1日から実施する。

(実施の時期)

- 1 第4条(公告の方法)の改正規定は、平成28年4月1日から実施する。